

総論

1. はじめに

以下は、ストラクチャード・ファイナンス格付の方法の総論として整理したものである。ストラクチャード・ファイナンス格付の方法の総論は、「格付対象商品(資産)の概要と格付ポイント(概論)」(最終更新日：2007年3月29日)を置き換え、更新するものである。

2. ストラクチャード・ファイナンス商品の区分

ストラクチャード・ファイナンス(Structured Finance：仕組み金融)は、SPV(Special Purpose Vehicle：特別目的事業体)や信用補完措置といった「仕組み」を使う金融取引を指し、証券化取引を包摂する広い概念である。バーゼルⅡ規制における証券化取引が①優先劣後構造の存在、②信用リスクの第三者への移転の2点を要件としていることと比べ、より幅広い金融取引をカバーすると解されている。

JCRでは、ストラクチャード・ファイナンス商品を次の2つに大別している。

① 資産証券化商品(金融商品取引業等に関する内閣府令<平成十九年内閣府令第五十二号>の定義による)

- ・ リース料債権・オートローン債権・ショッピング債権・貸付債権を裏付資産とする証券化商品(狭義のABS)
- ・ 住宅ローン債権を裏付資産とする証券化商品(RMBS)
- ・ 不動産を裏付資産とする証券化商品(CMBS)
- ・ シンセティックCDO
- ・ 手形債権・売掛債権・診療報酬債権を裏付資産とする短期証券化商品
- ・ その他上記に類するもの

② その他ストラクチャード・ファイナンス商品

- ・ ABCPプログラム(銀行フルサポート型)
- ・ リパッケージ商品(シングルクレジットの金融商品であって、原資産の信用状態が当該金融商品の信用状態と実質的に同一のもの)
- ・ プロジェクトファイナンスにかかる金融商品
- ・ シップファイナンス
- ・ その他上記に類するもの

JCRは、格付付与に際し、個別のストラクチャード・ファイナンス商品ごとに、実質的にシングルクレジットの金融商品に該当するかどうかといった観点からストラクチャーや商品の性質を検討し、資産証券化商品とその他ストラクチャード・ファイナンス商品に振り分ける。

3. ストラクチャード・ファイナンス格付の種類と記号の定義

ストラクチャード・ファイナンス商品にかかる格付の種類と記号の定義は、コーポレート等の信用格付の種類と記号の定義に準じる。すなわち、ストラクチャード・ファイナンス格付は、特定のストラクチャード・ファイナンス商品について約定通り履行される確実性の程度を比較できるように等級をもって示すものである。

なお、JCRは、資産証券化商品の信用格付にストラクチャード・ファイナンスを示す識別子を付加するのではなく、同信用格付とコーポレート等の信用格付の相違点をニュースリリースまたはホームページに掲載するレポートの中で説明する。また、全ての種類の資産証券化商品に整合的にその格付記号を付与する。

4. ストラクチャード・ファイナンス格付の方法

(1) 格付の方法の位置づけと定期的な見直し

JCRのストラクチャード・ファイナンス格付の方法は、JCRの格付付与方針等にしながら定められており、JCRはストラクチャード・ファイナンス格付の方法にしながら、利用可能な全ての関連情報の十分な分析に基づいて個別のストラクチャード・ファイナンス格付を付与する。その結果としての信用格付の妥当性については過去の実績に基づいて客観的な検証を行う。

JCRは、ストラクチャード・ファイナンス格付の方法を定期的に見直すとともに、資産証券化商品に信用格付を付与するための現行の格付付与方針等およびその重要な細則（使用モデルを含む）が、資産証券化商品の裏付資産のリスク特性が大きく変化した場合に適切性を維持できるかどうか評価する。

JCRは、資産証券化商品に信用格付を付与する場合は、その商品を購入しようとする投資家はその信用格付の根拠を理解できるように、損失およびキャッシュ・フロー分析、ならびに資産証券化商品の信用格付の前提条件の変化に対する感応度分析に関する十分な情報を開示する。ただし、期間1年未満の短期の資産証券化商品に関しては、感応度分析を行うのに適した場合を除き、感応度分析の対象とはしない。

(2) ストラクチャード・ファイナンス格付の基本的な考え方

ストラクチャード・ファイナンス商品の設計は、個別商品ごとに千差万別であるが、ストラクチャード・ファイナンス商品の評価するためのポイントは大きく分けて3つの点にまとめることができる。それは、「倒産隔離」、「キャッシュフロー分析」、「スキーム関係者の業務遂行能力」である。この3点を包括的に評価するためには、定量面と定性面の両面を見ることが必要であり、ストラクチャード・ファイナンス格付は、定量評価と定性評価の両方の分析を通じて付与する。したがって、定量評価に限定すれば「AAA」格相当と評価されたとしても、定性評価の結果、より低い格付を付与することがある。

JCRの格付は、対象債務について債務不履行に陥る可能性と債務不履行後の回収可能性を総合的に判断したものであるが、基本的には債務不履行に陥る可能性の評価である。ストラクチャード・ファイナ

ンス格付も基本的には債務不履行に陥る可能性の程度を示すものであるが、一定の条件の下で債務不履行後の回収可能性を考慮した格付を付与する場合には、その旨を投資者が理解するための説明を記載することとする。

なお、以下の裏付資産・商品については、個別に格付の方法を公表している。

- リース料債権
- オートローン債権
- オートリース料債権
- 割賦債権・カードショッピングクレジット債権
- 消費者ローン債権
- 手形債権（売掛債権を含む）
- 診療報酬債権
- 住宅ローン債権
- シンセティック CDO
- CLO
- 不動産
- 開発型不動産
- 事業の証券化
- リパッケージ商品（リパッケージ債を含む）
- ABCP プログラム
- プロジェクトファイナンス
- シップファイナンス
- J-REIT

【ストラクチャード・ファイナンス格付の基本的な考え方】

①倒産隔離

原保有者から SPV への資産の譲渡が行われるタイプのストラクチャード・ファイナンスでは、原保有者の信用力から資産・債権を切断するための法的な仕組みが必要である。また、SPV はスキーム当事者から独立し、保有している債権や資産の悪化要因以外で倒産手続に入らないことが求められる。これらは倒産隔離（Bankruptcy Remoteness）と呼ばれる仕組み上の工夫で、キャッシュフロー分析などの前提となる。

(a) 真正な譲渡

倒産隔離を確保するための要件として、原保有者と譲渡した債権・資産の関係が切断されていることがあげられる。すなわち、原保有者が倒産したときに、当該譲渡が譲渡担保による金融取引とみなされず、また倒産法上もその売買が否認されないようにしなければならない（いわゆる「真正譲渡（True Sale）」の確保）。ストラクチャード・ファイナンス商品の元利払いは資産や債権から生じるキャッシュ

フローや価値に依存するので、SPV への資産や債権の移転自体が否定されたり、元利払いのスケジュールが変更されることは問題である。したがって、当該譲渡が真正な譲渡であって、譲渡担保とした金融取引でないように構成することが不可欠であり、真正な譲渡かどうかの最終的な判断は資産や債権の内容やストラクチャー全体をみて総合的に判断することになる。なお、債権や資産の移転が詐害行為や偏頗行為、否認などの対象とならないことも当然留意すべき点である。

(b) 対抗要件

原保有者が倒産した場合、銀行や取引先などの債権者は債権の保全・回収を図るため権利を主張し、様々な手段（法的手段に限らない）を講じてくる。法的な倒産手続においては裁判所が関与してくることもあり、その権利行使が著しく制限されることになる。そのため当該債権や資産が SPV に移転していることに加え、こうした第三者に対して当該債権や資産の所有者であることを法的に主張でき、SPV への資産・債権の移転が原保有者の倒産から影響を受けないためには第三者対抗要件を具備することが求められる。

(c) SPV の倒産隔離

原保有者が倒産した場合、SPV への資産・債権の移転が倒産手続に影響を受けないだけでなく、SPV 自身もその手続から自由でなければならない。SPC 自体の倒産隔離について、JCR では、以下の項目をその要件と考えている。

- 事業の制限
- 中立・独立な取締役
- 資本関係の切断（株主権の不当行使の回避）
 - ・ ケイマンSPCであれば、SPCの株式を信託財産として、現地の慈善団体を受益者とするチャリタブル・トラストを設定すること、国内SPCであれば、出資の全額をケイマンSPCや一般社団法人、特定持分信託が保有することにより、取引関係者がSPCに対する議決権を保持しないようにすることが必要である。
- 債権者からの倒産申立ての禁止

②キャッシュフロー分析

ストラクチャーの法的リスク分析、資産・債権のパフォーマンス評価や価値の査定、その他検討事項の分析を踏まえて、仕組み商品に関する信用補完と流動性補完の水準が検討される。これらは主として以下の観点を加味して検討される。

- 資産や債権の特性（超過収益の水準、解約や期限前弁済の取り扱い、換価処分性など）
- パフォーマンス（貸倒れ、延滞、債権の適格要件など）
- プロジェクトや事業のキャッシュフロー創出力と安定性（事業性、オペレーターの能力など）
- キャッシュフローの配分方法（シーケンシャル・ペイ、ファスト・ペイなど）
- 仕組み商品の償還形態（パススルー型償還、ブレット型償還）
- その他（サービサー交代、金利変動、期中の運営コストなど）

<金銭債権証券化の例>

(a) 原債務者の信用悪化リスク

まず裏付債権または参照体が単数か、複数かに依存するかに区分できる。またその数により、大数プールアプローチの対象か、CDO アプローチの対象かに区分される。原則として、債権プールを構成する原債務者数が 300 以上であり、個々の債権金額の、債権全体に占める割合(債務者集中)が一定の水準以下である場合には大数プールアプローチ、それ以外の場合には CDO アプローチを採用し分析を行うこととしている。裏付債権が複数の場合には、原債務者の貸し倒れや延滞などが生じるリスクをどのように定量的に把握し、どのように吸収あるいは回避していくかが問題となる。これらの問題に対して、ストラクチャー上、超過担保や優先劣後構造などの信用補完措置が講ぜられることが多い。

大数プールアプローチでは、債権プールを構成する小口多数の債務者に対して、すべて同じ特性を持つと仮定する。これより、ヒストリカルデータ・証券化期間などから債権プールの特性を推測し、プールを一つの塊とみなして必要劣後比率を算出する。

大数プールアプローチでは、債権プールの債務者に想定されるデフォルト率(ベースケース)をヒストリカルデータを参照して決定する。次にストレステストにより、期中予想されるキャッシュフローに対し一定のストレスをかけた貸倒・延滞・中途解約(または期限前返済)を発生させた上で、目標格付を取得するのに必要な劣後金額を求める。

証券化対象となる債権プールの原債務者数が少ないケース、金額集中度の高いケースには CDO アプローチを採用する。CDO アプローチでは大数プールアプローチと異なり、各原債務者個別にデフォルト率を割当て、この確率に基づきランダムに原債務者がデフォルトすると想定したモンテカルロ・シミュレーションを実行することにより劣後水準を算出する。

(b) コミシングリスク

証券化対象となる債権プールからの回収金はサービサーのもとに一定期間滞留した後、SPV に送金される。サービサーが万一破綻した場合、回収金がサービサーの資産と混同され、引き渡しが予定通り行われないリスク(コミシングリスク)が生じうる。JCR では原則として、証券化開始後任意の時点にサービサーが倒産した場合、回収不能となると想定される最も大きい金額をコミシングリスク対応に必要な信用補完額としている。

(c) 現金準備金(流動性補完)

サービサーが倒産等の理由により回収業務を通常どおり行えない状況に陥った時、回収業務をバックアップサービサーに引き継いで、SPV に再び回収金が入金されるまでの期間に必要な資金が現金準備金として積立てられていることが、格付上必要である。

<不動産証券化の例>

(a) 物件価値の査定

不動産証券化の場合、物件売却が重要戦略(出口戦略)となるので、対象不動産の価値(現在価値と将来価値)の査定が重要となる。

JCR では以下の諸点を踏まえながら、当該不動産の一般のおよび個別的要因を分析した上で、最終的な不動産価値の査定を行っている。

- マーケット分析
- 対象不動産の質
- プロパティ・マネジメント能力
- テナントの状況（テナントの質とその分散度合）

(b)LTV について

LTV (Loan To Value) は対象不動産の資産価値に対する社債やローン金額の割合を示すものである。LTV は、社債償還時点までの資産価値の変動リスクに対する信用補完となるとして、それにより将来の価格変動リスクがどの程度カバーされているかを判断するためのものである。このため、LTV は社債などの元金支払いの確実性に応じた格付を付与する際に重要な指標であり、対象不動産において想定される種々のリスク（地価下落、賃料収入低下、建物の劣化等）を勘案し、社債償還時までに「稼働収益」、「将来の売却価格」が変動（減少）する可能性を反映して格付が付与される。

③スキーム関係者の業務遂行能力

大数プール型の金銭債権証券化では通常、原保有者が SPV から回収を委託されるサービサーを兼ねている。当該債権の性質に応じた回収のノウハウや経験、取引先との関係維持などの面で、原保有者が引き続き原債務者から債権回収を行ったほうが妥当なケースが大半であるため、原保有者が当初のサービサーを兼ねることが一般的である。しかし、サービサーが倒産などにより回収業務を行えなくなる事態に備え、あらかじめバックアップ・サービサーを選定するか、サービサー交代に必要な手続や体制などを明確にしておく必要がある。

(3) マーケットリスクを有するストラクチャード・ファイナンス商品

利息や元本の支払額が株価、金利、為替レートその他の市場価格・指標等に応じて一定の計算式により決定されるような、マーケットリスクを有するストラクチャード・ファイナンス商品については、マーケットリスクにより利息や元本の支払額がどのように変動するか分析を行ったうえで、当該ストラクチャード・ファイナンス商品の約定通り履行される確実性に基づいて格付を付与する。マーケットリスクが当該ストラクチャード・ファイナンス商品の約定通り履行される確実性と相関性を有する場合は、その影響を織り込んで格付を付与する。なお、マーケットリスクが元本の支払額を大幅に減少させる約定のストラクチャード・ファイナンス商品に対しては、格付を低位にとどめるか、もしくは格付を付与しないことがある。

以上